

移動等円滑化取組計画書

令和 8 年 6 月 30 日

住 所 宮城県仙台市泉区泉ヶ丘三丁目 13 番 20 号

事業者名 株式会社ミヤコーバス
代表者名 代表取締役社長執行役員 柴崎 武彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（１）車両等の整備に関する事項
・当社が保有する乗合バス車両において、2025 年度末時点のノンステップバス導入率は 52%となっており、車両の更新と併せてノンステップバス導入を推進します。
（２）教育訓練等に関する事項
・高齢者や障がいに対する理解を深めるため、乗務員にハンディキャップを持った人の状況を擬似体験させ、利用者が安心して乗車できるよう教育を実施しています。この教育を継続して取り組んでいきます。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバス 8 台導入（令和 8 年度）を予定しております。 (計画：2026 年度末までに導入率 60%を目指します)

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いすの固定等の乗務員教育	車いすのお客様が安心してバスをご利用できるよう、車いすの固定方法についての教育を継続します。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー対応車両の配置	車いすのお客様がスムーズにバスの乗降ができるよう、予め営業所へ連絡を頂き、バリアフリー対応車両を配置し、スムーズに対応しバス利用が円滑に図れるよう体制を整えます。また、ベビーカー固定ベルトを全車両に設置し、安全に乗車できる環境整備を実施します。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両における情報提供	車外行先表示器において白色LED化を推進し、視認性を向上させます。(2018年導入の新車から取り組んでおり、継続して推進する)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	障がい者の方が講師となり、乗務員研修(座学・実技)を実施いたします(令和4年度より開始。)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
優先席の確保と利用に対する表示	バス車両の一部座席を優先席として確保し、優先席付近には、対象のお客様が優先的に席の利用ができるように、一般のお客様へ向けて席の譲り合いを促すステッカーを掲出します。 (以前より取り組んでおり、継続していきます。)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・市町村の地域交通計画の策定にあたり、更なるバリアフリーの推進に向け必要な協力を行います

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

Ⅴ 計画書の公表方法

宮城交通ホームページ内に掲載し公表いたします。

Ⅵ その他計画に関連する事項

なし

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。